

要介護認定を受けている方の税の申告について ～ 障害者控除 及び 医療費控除 について ～

【障害者控除について】

所得税や住民税の申告の際、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方が「障害者控除」の対象となりますが、それらの手帳を持っていない方でも、介護保険の要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体状況等が一定の条件に該当する方も「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

※身体状況等の一定の条件とは、要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体障害者または知的障害者の障害程度の判定基準と同程度の障害高齢者または認知症高齢者の日常生活自立度の状態が確認された方です。

【おむつ代医療費控除について】

おむつの費用については、初年度に主治医から「おむつ使用証明書」の発行を受け「医療費控除」の手続きをした方で、2年目以降になる方は、介護保険要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体状況等が一定の条件に該当する方のみ「おむつ使用証明書」に代わる「おむつ代医療費控除に係る確認書」の交付を受けることができます。

※身体状況等の一定の条件とは、要介護認定申請の際に提出された主治医意見書に“寝たきり状態”かつ“おむつを要する状態”の記載が確認された方です。

上記の手続きについては、高齢者福祉課窓口で申請が必要です。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

◆申請・問合せ 高齢者福祉課 介護認定グループ ☎21-2119

平成28年度日常生活自立支援事業「生活支援員」養成講座の開催について

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分ではない方が地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きのお手伝いや日常的金銭管理のお手伝いなどをする事業です。

今後、地域で生活する認知症高齢者や障がい者の増加が見込まれており、本事業の重要性はますます高まるものと思われまます。

社会福祉協議会では、この事業の利用者に対し、実際に支援活動を担っていく「生活支援員」を養成することを目的に研修会を開催いたします。活動に関心のある方、詳しく知りたい方はお気軽にお問合せください。

◆主催 小樽市社会福祉協議会

◆日時 2月17日（金）午前10時～午後3時

◆場所 小樽市総合福祉センター 4階 会議室（小樽市富岡1丁目5番10号）

※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください

◆参加費 無料

◆対象者 社会福祉に関心があり、地域の方々を支援する活動に熱意のある方

◆申込み 2月13日（月）までに、電話によりお申し込みください

◆留意事項 本研修を修了した方は、生活支援員候補者としてご登録していただき、月1～2回の支援活動を行っていただく予定です。活動時期については、事業の実施状況や利用者の状況に応じてご連絡させていただきます。

◆申込み・問合せ 社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会（担当：佐藤）

〒047-0033 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センタービル1階

☎0134-33-7760